

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 15号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 28 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍こ第 479 号
令和6年11月11日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和6年10月28日付、龍監第33号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項については、別紙の措置を講じることとしたので、同条第14項の規定に基づき通知します

対象部	対象課	確認した事実等		措置状況の内容等		
福祉部	こども家庭課	区分	契約事務			
		件名	指摘	令和6年度龍ヶ崎市産後ケア業務委託		
			11頁	業務委託		
		事実の概要等	設計額の設定に誤りがあり、予定契約額が30万円超となるため、部長決裁を経ることになるが、行われていなかった。			今後は、前年度実績等を踏まえながら設計額を設定し、決裁区分に応じた決裁権者から決裁を受けます。
		区分	契約事務			
		件名	指摘	令和6年度龍ヶ崎市産前産後家事等支援事業たつこのヘルパー業務委託		
			12頁	支援事業たつこのヘルパー業務委託		
		事実の概要等	契約書中の契約名、条文の採番および要綱の引用条項に誤りがある。			今後は、契約書中の契約名、条文の採番および要綱の引用条項等に誤りが無いよう、契約内容の確認を徹底します。
		区分				
		件名				
			頁			
		事実の概要等				
		区分				
		件名				
			頁			
		事実の概要等				
区分						
件名						
	頁					
事実の概要等						

龍 福 第 2 3 0 号
令和 6 年 1 1 月 5 日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和6年10月28日付け龍監第33号より報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項とされた事項については、別紙の措置を講じた（講じることとした）ので、同条第14項の規定に基づき通知します。

対象部	対象課	確認した事実等		措置状況の内容等	
福祉部	福祉総務課	区分	負担金、補助及び交付金		<p>今後は、交付要綱の制定なども視野に入れながら、交付団体とも協議の上、明確化に向けて検討してまいります。</p>
		件名	意見 2頁	龍ヶ崎市民生委員児童委員地域福祉活動事業補助金	
		事実の概要等	4地区に補助金が交付されているが、補助金額の算定根拠が確認できないため、明確に出来るように検討されたい。		
		区分	負担金、補助及び交付金		<p>今後は、交付要綱の制定なども視野に入れながら、交付団体とも協議の上、明確化に向けて検討してまいります。</p>
		件名	意見 3頁	社会福祉協議会助成費、地域福祉推進事業、要支援者移送事業	
		事実の概要等	社会福祉協議会助成事業、地域福祉推進事業の6事業及び要支援者移送事業について、補助金・交付金の算定根拠が確認できないため、明確に出来るように検討されたい。		
		区分	負担金、補助及び交付金		<p>今後は、交付要綱の制定なども視野に入れながら、交付団体とも協議の上、明確化に向けて検討してまいります。</p>
		件名	意見 20頁	龍ヶ崎市シルバー人材センター運営費	
		事実の概要等	運営費補助金の算出根拠が確認できないため、明確に出来るように検討されたい。		
		区分			
		件名	頁		
		事実の概要等			
区分					
件名	頁				
事実の概要等					
区分					
件名	頁				
事実の概要等					

龍 障 第 186 号

令和 6 年 11 月 8 日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第 199 条第 4 項の定期監査の結果については、同条第 9 項の規定に基づき令和 6 年 10 月 28 日付、龍監第 33 号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項とされた事項については、別紙の措置を講じた（講じることとした）ので、同条第 14 項の規定に基づき通知します。

対象部	対象課	確認した事実等		措置状況の内容等		
福祉部	障がい福祉課	区分	負担金、補助及び交付金			
		件名	指摘	障がい者日常生活用具費		
			8頁			
		事実の概要等	地域生活支援事業等実施要綱第20条第2項において、給付費の額の端数は、1円未満切り捨てとされているが、利用者負担額を10円未満切り捨てで処理している。(その結果、給付額が10円未満切り上げ処理となっている)		実施方法に則った要綱の改正がなされていないため、今後、速やかに要綱改正をいたします。	
		区分	支出事務			
		件名	指摘	その他地域生活支援費(補助分)		
			8頁			
		事実の概要等	医師意見書作成料の支出において、予算科目の誤りがみられる。		誤りのあった支出の科目修正を行いました。今後、決裁時の科目の確認を徹底し、誤った起票をしないよう努めます。	
		区分				
		件名				
			頁			
		事実の概要等				
区分						
件名						
	頁					
事実の概要等						
区分						
件名						
	頁					
事実の概要等						